

和光市市民協働推進センターSNS運営方針

平成29年3月16日決裁

令和元年9月5日改定

1 目的

この方針は、和光市市民協働推進センター（以下、「センター」という。）がツイッター、ブログ及びフェイスブック（以下、「SNS」という。）を利用し、和光市の市民活動及び協働に関する有益な情報の迅速かつ積極的な発信を行うことを目的とする。

2 名称

センターのSNSの名称は、それぞれ「わこらぼ／和光市市民協働推進センター（公式）ツイッター」、「@わこらぼ和光市市民協働推進センター（公式）ブログ」及び「わこらぼ／和光市市民協働推進センター（公式）フェイスブック」とする。また、ユーザー名は、「wakokyodo」とする。

3 管理責任者及び運用者

センターのSNSの管理責任者は、市民活動推進課長とする。また、センターのSNSの運用者は、市民活動推進課協働推進担当職員及び協働推進員とする。

4 発信する情報の概要

センターのSNSから発信する情報は、次に掲げるものとし、各情報について、インターネット上に当該情報が投稿されている場合にはそのURLを投稿する。

- (1) 和光市の市民活動及び協働に関する情報
- (2) その他市民活動推進課長が必要と認める情報

5 投稿手順

センターのSNSから情報を発信する手順は、発信しようとする情報の区分に応じて、次のとおりとする。また、発信する際は、原則として市民活動推進課長の決裁を得ることとする。

- (1) センターのSNSからの新しい情報の発信

センターのSNSから新しい情報を発信する場合は、市民活動推進課長の決裁を得て、発信する。

- (2) センターのホームページ（以下、「センターHP」という。）からの情報

センターHPを更新した際、当該更新情報に関するリンクを含む原稿案を作成した後、市民活動推進課長の決裁を得て、センターのSNSから発信することができる。

(3) センターのSNSからの情報

センターのSNSに新しい情報を発信した際、上記(2)の手順の例により、他のセンターのSNSから発信することができる。

(4) センターに登録する団体（以下、「登録団体」という。）が発信するホームページ（以下、「団体HP」という。）やSNS（以下、「団体SNS」という。）等の情報

登録団体が自ら運営する団体HPや団体SNS等を利用して発信する情報のうち、登録団体が発信を希望するものについては、登録団体が原稿案を添えて、市民活動推進課長に発信を依頼し、上記(2)の手順の例により、センターのSNSから発信する。

(5) その他の情報

上記(1)、(2)、(3)及び(4)に掲げる情報以外の市民活動及び協働に関する情報について発信しようとするときは、上記(2)の手順の例により、センターのSNSから発信する。

6 セキュリティの確保方法

パスワードは、管理責任者及び運用者以外に漏れないよう厳重に管理し、人事異動等により管理責任者及び運用者が変わった場合は、必ずパスワードの変更を行うものとする。

7 他のツイッター等への対応

センターのツイッターへのフォローに対しては、ブロックしない。センターは、市民活動団体、地域活動団体、他の市民活動センター、行政機関及び公共的機関の公式なツイッターに対しては、市民活動推進課長の決裁を得て、フォローやリツイート等を行うことができるものとする。

8 他のフェイスブック等への対応

センターのフェイスブックのシェアに対しては、ブロックしない。センターは、市民活動団体、地域活動団体、他の市民活動センター、行政機関及び公共的機関の公式なフェイスブックに対しては、市民活動推進課長の決裁を得て、シェアや「いいね」機能等を使用することができるものとする。

9 コメント等への対応

センターのSNSへのコメントや返信に対しては、回答しない。回答しない旨は、センターHP及びセンターのSNSに明記する。

10 その他

発信したユーザーと受信したユーザーのみが閲覧できる非公開メッセージ等の機能の利用は行わない。

11 投稿の削除等

市民活動推進課長は、他のユーザーによる次に定める投稿を禁止し、予告なく削除又はアカウントのブロック等を行うことができる。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権などセンターまたは第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報をも特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 他のユーザー、第三者等になりすますもの
- (11) 有害なプログラム等
- (12) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (13) 当センターの発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- (14) 当センターの発信する内容に関係ないもの
- (15) その他、市民活動推進課が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

12 運営方針の開示

本方針は、センターHP又は和光市ホームページに掲載し、開示するものとする。